

地域通貨「さのまるペイ」8,000ポイント配布のお知らせ

佐野市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、デジタル地域通貨「さのまるペイ」8,000ポイント（8,000円分）の使い切りカードを配布します。

さらに、アプリ利用促進として、ポイントをアプリへ移行した方は100ポイント（100円分）を加算します。



佐野市デジタル地域通貨とは

- デジタル地域通貨は、スマートフォンアプリまたは二次元コード付き専用カードにお金をチャージし、ポイントに変換（1円=1ポイント）することにより、市内の加盟店での支払いに使用できる地域限定の通貨です。
- 有効期限を過ぎるとポイントが消滅し利用できなくなりますのでご注意ください。
- 税金、公共料金、たばこ、切手など支払いができないものがありますのでご注意ください。

配布の内容

- 対象者 令和8年4月1日現在において市内に住所を有している方（佐野市住民基本台帳に記載されている方）
- 配布の方法 令和8年4月1日現在の住民基本台帳に基づき世帯主あてに、対象人数分（世帯全員）の使い切りカードを郵送します（受取確認が必要です）。
※5月上旬から順次発送を予定しています。
※使い切りカードを紛失した場合、再発行はできません。
- 有効期限 受け取った日から令和8年7月31日（金）まで
※8,000ポイント、100ポイントとも同じ有効期限です。

申請不要

お問い合わせ

- 使用方法などのお問い合わせ
利用者専用コールセンター TEL:0120-111-164（受付時間 9:00~18:00 年中無休）
- 8,000ポイント給付事業に関するお問い合わせ
佐野市 政策調整課 TEL:0283-20-3000（受付時間 平日 8:30~17:15）
- その他のさのまるペイに関するお問い合わせ
佐野市 産業政策課 TEL:0283-20-3040（受付時間 平日 8:30~17:15）



佐野市公式HP
（加盟店一覧など）

カードの使い方は裏面をご覧ください

使い切りカードの使い方

1. 加盟店一覧で使えるお店をチェックする

※加盟店一覧のご案内は、使い切りカードと一緒に郵送します。

※スマホアプリにポイントに移せば、全ての加盟店で利用できるようになります。

中小加盟店(専用ポイント・共通ポイント利用可)			中小加盟店(専用ポイント・共通)		
飲食(120店舗)		カード	飲食(120店舗)		
青竹打ち RA-MEN くりはら	関川町620	○	鮎廣	葛生西3-13	
青竹手打ち佐野らーめん いたる	北茂呂町1-5	○	Stella legare	栃本町2480	
AJISAI	相生町2835	○	炭火焼肉 あぶり屋	田沼町817-4	
あづま本店	葛生東1-3-17	○	炭火焼肉ふじ田	高萩町1216	
アリラン	田沼町839	×	千石鮎	出流原町29	
居酒屋なるねこ	大橋町993-19	○	Sorriso	浅沼町535-	
いちごとバナナ	赤坂町975-1	×	大衆割烹三岩	若松町201	
ヴィアンダの	五浦町73	○	Dining Bar COCOBO	大伏新町23	



佐野市公式HP
(アプリへの移行方法)

カード欄に「○」があるお店で利用できます

2. カードをもって加盟店へいき、「さのまるペイで支払います」と伝える



3. お店の決済端末でカードの二次元コードを読み取って決済する

※カードを受け取ったその日から加盟店でお使いいただけます。

加算ポイントの受け取り方（使い切りカードからアプリに移行する）

1. 「chiica」アプリをダウンロードし、会員登録する
2. アプリの「マネー・ポイントの移行」機能をひらく
3. 使い切りカードの二次元コードを読み取ってポイント移行する
4. ポイント移行して1週間程度で100ポイントが付与されます
(加算ポイントはアプリIDごとに1回まで付与)

※使い切りカードにはチャージできません。

※専用カードへのポイント移行はできません。



iPhone
はこちら



Android
はこちら



※ 専用カードへの移行はできません